随意契約結果及び契約の内容

業　務　の　名　称	長崎地方検察庁（Ｒ８）仮庁舎設計その２業務
業　務　概　要	長崎地方検察庁仮庁舎にかかる設計意図伝達業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森下　博之 福岡市博多区博多駅東２－１０－７
契　約　年　月　日	令和　８年１０月２１日
契　約　業　者　名	株式会社東畑建築事務所
契　約　業　者　の　住　所	福岡県福岡市博多区住吉３－１－１
契　約　金　額	１０，０４３，０００円（税込み）
予　定　価　格	１０，０７１，６００円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり。
業　務　場　所	福岡県福岡市博多区博多駅東２－１０－７
業　種　区　分	建築関係建設コンサルタント業務
履　行　期　間　（自）	令和　８年１０月２２日
履　行　期　間　（至）	令和　９年１２月２７日
備　考	

随意契約理由書

1. 業　　務　　名：　長崎地方検察庁（Ｒ８）仮庁舎設計その２業務
2. 履　行　場　所：　福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
　　国土交通省　九州地方整備局
3. 随意契約の相手方：　名称　株式会社東畑建築事務所　九州オフィス
　　住所　福岡市博多区住吉三丁目１番１号
　　電話　０９２－２６３－０８６０

4. 随意契約適用法令：　会計法第29条の3第4項
　　予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1)　当該業務の目的

長崎地方検察庁（Ｒ６）仮庁舎外設計業務で設計した設計図書に関連して工事施工段階で行う設計業務であり、設計意図を工事施工者等に正確に伝える業務(以下、「設計意図の伝達」という。)を行うことにより、当該施設の品質確保に資することを主な目的とする。

2)　当該業務の内容

本業務は、「設計意図の伝達」を主な内容とする。

3)　随意契約に付する理由

本業務は、国土交通省告示第８号において設計者が行うことに合理性がある業務とされ、設計意図を正確に伝達できる当初設計者が行うものとされている。

今回は設計意図の伝達を行うことで、施工者、監督職員及び監理業務受託者に対して設計図書では完全に表現できない情報を補完するものであり、施工者、監督職員及び監理業務受託者との打合せや工事進捗に伴う詳細な条件設定等への対応など、品質確保の観点からも当初設計者と密接不可分の業務であるため、本業務を実施出来る者は株式会社東畑建築事務所　九州オフィスに限定される。

このため、会計法29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社東畑建築事務所　九州オフィスと随意契約を締結するものである。

営繕部　整備課長